（その１）

収　支　報　告　書

令和　3　年分
（令和　年　月　日開催分）

※該当箇所に ✓ すること

（ふりがな）
1 政治団体の名称　ちすいかい 智水会

〒 950-0916
2 主たる事務所の所在地　新潟市中央区米山2-5-8米山プラザビル202

3 代表者の氏名　高橋節子

4 会計責任者の氏名　佐藤　真一

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　本多　智奈美
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の有無
□ 有　☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※ 団体コード

事務担当者の氏名
宮路　健

電話番号
025-244-1173

新潟県選挙管理委員会 選 -4.5.-6 令和 年 月 日 受付時

② 5038

（その２）

収 支 の 状 況

１　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・Ａ＝Ｂ＋Ｃ	6,463,339
（前年からの繰越額）・・Ｂ＝前年の収支報告書のＥと一致	987,339
（本年の収入額）・・・・Ｃ＝様式（その２）～（その６）の合計と一致	5,476,000
支出総額・・・・・・・・・・Ｄ＝様式（その13）の合計と一致	5,614,267
翌年への繰越額・・・・・・Ｅ＝Ａ－Ｄ	849,072

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	763,000
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	138

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ)個人からの寄附	2,313,000	様式（その７）と一致する
（うち特定寄附）	0	
(ｲ)法人その他の団体からの寄附	0	様式（その７）と一致する
(ｳ)政治団体からの寄附	0	様式（その７）と一致する
小　　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	2,313,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	様式（その８）と一致する
イ　政党匿名寄附	0	様式（その９）と一致する
合　　計　（ア＋イ）	2,313,000	

（注）上記(２)寄附の欄に数字が入る場合には、必ず（その７）を添付してください。

（その６）

（６） その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
選挙事務所賃料負担分	1,800,000	9月30日本多智奈美
〃	600,000	11月15日立憲民主党新潟県第一区総支部負担分
この頁の小計	2,400,000	
１件10万円未満のもの	0	
合　　計	2,400,000	

（注） １件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。

（その７）

（７） 寄附の内訳						寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年	月	日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考	
西　泰明	12,000	R3	1	5	大阪市吹田市佐井寺4-52-7-10	団体職員		
中山　まり	3,000	R3	1	10	新潟市西区寺尾東2-9-51エルメス寺尾208	自営業		
任田　充州	30,000	R3	1	11	新潟市西区小新西3-4-6	会社員		
〃	20,000	R3	12	17	〃	〃		
計	50,000							
荒納　正晴	3,000	R3	1	15	上越市西本町4-1-5	団体役員		
市川　静夫	30,000	R3	1	18	新潟市中央区京王3-5-5	会社役員		
八木　和子	8,000	R3	1	25	新潟市西区寺尾上4-5-16	会社員		
登坂　尚志	16,000	R3	1	26	新潟市西区五十嵐東1-3-17	医師		
西村　信二	100,000	R3	2	2	新潟市中央区山田町1-3956-1	団体役員		
佐藤　純一	10,000	R3	2	10	千葉県習志野市谷津2-20-13	無職		
佐藤　純一	10,000	R3	3	31	〃	〃		
計	20,000							
佐藤　紀一	3,000	R3	3	23	新潟市西区保古野木827	無職		
山崎　隆	20,000	R3	4	15	柏崎市東長浜町9-22-5	農業		
この頁の小計	265,000							
その他の寄附								
合　計								

(注1) 同一社から年間5万円を超える寄付は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その7）

（7） 寄附の内訳						寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年	月	日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考	
古川原　誠	30,000	R3	6	18	新潟市中央区女池1-6-6	会社員		
本多　智奈美	1,000,000	R3	6	28	新潟市西区小針が丘1-45-404	衆議院議員		
〃	500,000	R3	11	28	〃	〃		
計	1,500,000							
小林　佳子	100,000	R3	8	7	新潟市中央区沼垂西3-5-19			
〃	30,000	R3	10	21	〃			
計	130,000							
江村　隆三	50,000	R3	10	4	新潟市西区真砂2-2-20	無職		
稲川　正一	20,000	R3	10	4	新潟市中央区上大川前通7-1166-1304	団体職員		
板垣　俊一	13,000	R3	10	9	新潟市中央区学校町通1-5-2-502	無職		
諫山　和子	100,000	R3	10	18	新潟市西区新通西1-5-29	無職		
渡邊　良元	5,000	R3	10	21	新潟市秋葉区秋葉1-23-23	無職		
大川内　芳子	100,000	R3	10	25	新潟市東区向陽3-11-11	団体役員		
粕谷　照美	50,000	R3	10	25	新潟市中央区上大川前通5-64-1コープシティ上大川前通1411	無職		
神田　朗秀	50,000	R3	12	24	新潟市西区新中浜6-2-7	会社役員		
この頁の小計	2,048,000							
その他の寄附	383,000							
合　計	2,313,000							

（注1） 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

（注2） 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

（注3） 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	58,051	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	5,301,116	
小　　計	5,359,167	経常経費(1)～(4)の計
2　政治活動費		
(1) 組織活動費	15,300	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	239,800	ア＋イ＋ウ＋エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	239,800	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小　　計	255,100	政治活動費(1)～(6)の計
合　　計	5,614,267	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			光熱水費		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料金	25,200	R3	12	13	東北電力株式会社	仙台市青葉区本町1-7-1	
〃	26,494	R3	12	13	〃	〃	
この頁の小計	51,694						
その他の支出	6,357						
合計	58,051						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費(賃借料)		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所賃料	2,129,032	R3	8	11	(株)ビーエム企画	新潟市中央区紫竹山7-1-2	
〃	600,000	R3	8	11	(株)葦原企画	新潟市西区小針2-39-6	
この頁の小計	2,729,032						
その他の支出	0						
合計	2,729,032						

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費(造作修繕費)		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
玄関修理費	31,790	R3	9	2	キタノデザインサービス	新潟市東区松和町8-14	
清掃代金	126,000	R3	10	1	(株)エコデン	新潟市東区東明6-756-3	
この頁の小計	157,790						
その他の支出	0						
合計	157,790						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費(通信費)		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
料金後納郵便代	770,000	R3	5	20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代	126,000	R3	8	23	〃	〃	
料金後納郵便代	1,105,643	R3	10	25	〃	〃	
〃	192,500	R3	11	22	〃	〃	
電話料金	29,738	R3	12	23	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
切手代	44,100	R3	12	27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	2,267,981						
その他の支出	41,484						
合計	2,309,465						

(注１) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費(事務管理費)		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬	55,000	R3	4	12	牛膓康則税理士事務所牛膓康則	新潟市中央区沼垂東1-9-12	
火災保険	31,870	R3	8	18	傷害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
この頁の小計	86,870						
その他の支出	17,959						
合計	104,829						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費(会合費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	15,300				
合計	15,300				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌事業費(制作費・印刷費)				
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会報作製代	231,000	R3	4	8	モモデザイン室代表早見真由美	新潟市南区大通黄金5-17-19	
この頁の小計	231,000						
その他の支出	8,800						
合計	239,800						

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無についてチェックしてください。
（注）有にチェックした場合は、項目別区分ごとに(その18)が必要です。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　4　年　　4　月　18　日

政治団体の名称　　智水会

会計責任者の氏名　　佐藤　真一

代表者の氏名（解散時のみ記入）

㊞

（注）氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和4年4月13日

智水会
代表 高橋 節子 殿

登録政治資金監査人 牛膓康則

登録番号 第 1413 号
研修終了年月日 平成 21 年 6 月 19 日

1. 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、智水会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)この政治資金監査は、智水会の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)法第19条の13第2項第1号の規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)法第19条の13第2項第2号の規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)法第19条の13第2項第3号の規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)法第19条の13第2項第4号の規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3. 業務制限

智水会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、智水会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以 上